

様式第1号（第4条関係）
（表面）

鳥取市本人通知制度事前登録申請書（新規）

鳥取市長 様

裏面の内容に同意の上、鳥取市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請年月日		令和 年 月 日				
申請者	区分	☐ 本人 ☐ 未成年者の法定代理人 ☐ 成年被後見人の法定代理人 ☐ その他の代理人				
	氏名	フリガナ		生年月日		
				大・昭・平・令・西暦 年 月 日		
	住所	〒		世帯主		
	本籍			筆頭者		
連絡先	電話 — — [☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ 勤務先 ☐ その他]					
事前登録を希望する者	☐ 申請者本人					
	☐ 申請者以外 (右の欄に記入してください。)	フリガナ		生年月日		
		氏名		大・昭・平・令・西暦 年 月 日		
		住所	〒			
	連絡先	電話 — —				
通知対象住所		☐ 現在住民登録をしている住所				
		☐ 市外に転出する前に住民登録していた住所 鳥取市				
通知対象戸籍		☐ 現在の本籍・筆頭者 鳥取市		筆頭者 ()		
		☐ 市外に転籍等をする前の本籍・筆頭者 鳥取市		筆頭者 ()		
☐ 通知先を法定代理人の住所にすることを希望します。						

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□欄にレ点をつけてください。
2 申請の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
(1)申請者が本人であることを証明する書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等)
(2)法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
(3)その他の代理人による申請の場合は、併せてその旨を証明する書類(委任状)

※事務処理欄

受付	本人確認書類	代理権確認	証明	戸籍	名簿	備考
	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他 ()	☐ 戸籍 ☐ 登記事項証明書 ☐ 委任状 ☐ その他 ()				
登録日		令和 年 月 日				

(裏面)

本人通知制度について

- 1 本人通知制度は、この申請により登録した人（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等（*1）を第三者（*2）に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。なお、制度が利用できるのは登録者に限り、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象になりません。

（*1）住民票の写し等とは 住民票の写し（除住民票の写しを含む。）、戸籍の附票の写し（戸籍の除附票の写しを含む。）及び戸籍謄抄本（除籍謄抄本、改正原戸籍謄抄本を含む。）をいいます。この制度では、住民票の写し（除住民票の写しを含む。）及び戸籍の附票の写し（戸籍の除附票の写しを含む。）については、本籍・筆頭者氏名の記載をしたものについて交付した場合、通知対象となります。

（*2）第三者とは ●住民票関係では、「本人、本人と同一世帯の方」以外の者をいいます。●戸籍関係では、「本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている方又は直系親族」以外の者であり、個人、法人、8士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）をいいます。

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に「鳥取市住民票の写し等第三者交付本人通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。ただし、以下の場合を除きます。なお、登録日以降の交付請求が対象となります。

- ◎ 裁判及び訴訟等に関わる請求の場合
- ◎ 公用による請求の場合

- 3 通知書では、次の事項をお知らせします。

- ◎ 交付年月日
 - ◎ 交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）
 - ◎ 交付請求者の種別（本人等の任意代理人や本人等以外の者）
- ※交付請求者の氏名、住所を通知することはしません。

- 4 登録を希望する人は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きすることができない場合には、代理人により登録の申請をすることができます。

- 5 郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- ◎ 登録を希望する人が疾病等の理由により申請書を持参することができない場合
- ◎ 登録を希望する人が他の市区町村に居住している場合

- 6 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

- 7 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき等は、事前登録を廃止します。

- 8 登録に必要な場合、戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。